

フリーランスの取引に関する新しい法律ができました

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が2023年5月に公布され、2024年11月1日に施行されます。

【1 法律の目的】

この法律はフリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

- ①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化
- ②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

【2 法律の適用対象】

『発注事業者（※1）とフリーランス（※2）の間の「業務委託」に係る事業者間取引』がこの法律の適用対象です。

※1：フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※2：業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの

【3 法律の内容】

この法律では、次の事項を発注事業者の義務として規定しています。

- ①「書面等による取引条件の明示」、②「報酬支払期日の設定・期日内の支払」、
- ③「禁止事項」、④「募集情報の的確表示」、⑤「育児介護等と業務の両立に対する配慮」、⑥「ハラスメント対策に係る体制整備」、⑦「中途解除等の事前予告・理由開示」

※①～③は公正取引委員会、中小企業庁所管、④～⑦は厚生労働省所管
(厚生労働省所管部分問い合わせ先)

富山労働局雇用環境・均等室 TEL：076-432-2740

(公正取引委員会及び中小企業庁所管部分問い合わせ先)

公正取引委員会事務総局取引部取引企画課（企画班）

TEL：03-3581-5471（代表）（内線 2664）

中小企業庁事業環境部取引課 TEL：03-3501-1511（代表）（内線 5291）